

各地の便り

京都府における畜産環境対策について

京都府農林水産部畜産課 平野 幹典

1. 京都府のあらまし

日本列島のほぼ中央に位置する京都府は、4,612.71平方キロメートルの面積を有しています。これは、国土の1.2%で、47都道府県中31番目の大きさです。

北は日本海と福井県、南は大阪府、奈良県、東は三重県、滋賀県、西は兵庫県と接しています。南北に細長い形の京都府は、そのほぼ中央に位置する丹波山地を境にして、気候が日本海型と内陸型に分かれます。丹後・中丹地域の海岸線は、変化に富むリアス式海岸で、豊富な景勝地や天然の良港に恵まれています。

中丹地域から南丹・北桑地域は、大部分が山地で、丹波山地を源に桂川水系、由良川水系に別れ、その流域には、亀岡、福知山盆地のほか小盆地が点在します。京都・乙訓、南山城地域は、桂川、宇治川、木津川の三川合流を要に、山城盆地が広がっています。

産業就業者比率は、第1次産業2.7%、第2次産業28.8%、第3次産業66.6%となっており、第3次産業の比率が高く、第1次産業の比率は年々低下傾向となっています。

2. 京都府の農業の特色

耕地面積は、平成15年で約3万4千haあり、ピーク時(昭和33~34年)の約5万7千haから年々減少を続けています。地目別構成では、約8割が水田であり、普通畑と樹園地がそれぞれ約1割となっていますが、作付け割合では、稲が約58%、野菜が約18%、豆類、工芸農作物がそれぞれ約5%となっており、水田での野菜、豆類の作付けが高くなる傾向となっています。

農業産出額は、755億円(H14)となっており、前年(H13)に比べて2.7%の増加率となっています。近年は、野菜の産出額の伸びが目立ち、特に京のブランド産品野菜であるみず菜等の伸びが顕著となっています。

農家戸数は年々減少を続けており、平成15年では約4万1千戸で、前年に比べ約1%減少しました。農家戸数のうち約7割が自給的農家であり、残り3割の販売農家の約75%を2種兼業農家が占めています。

3. 京都府の畜産の特色

畜産業の産出額は、約114億円で本府の農業粗生産額の約16%を占め、野菜、米に次ぐ生産額となっています。(図1)

畜種別では、乳用牛(生乳)の占める割合が最も高く、次いで鶏卵、肉用牛の順となっています。

酪農は、古くは京都市周辺の都市近郊酪農も盛んに行われていましたが、現在は、南丹地域及び中丹地域が中心となっています。肉用牛は、繁殖は中丹、丹後の北部地域が中心となっていますが、肥育は南丹地域で盛んに行われ、「京都肉」生産の中心地域となっています。

豚は、京都市周辺の都市近郊から南丹地域で盛んに行われていましたが、現在は年々減少を続けています。鶏は、採卵鶏が京都市周辺から南丹地域、ブロイラーは中丹地域を中心に行われています。

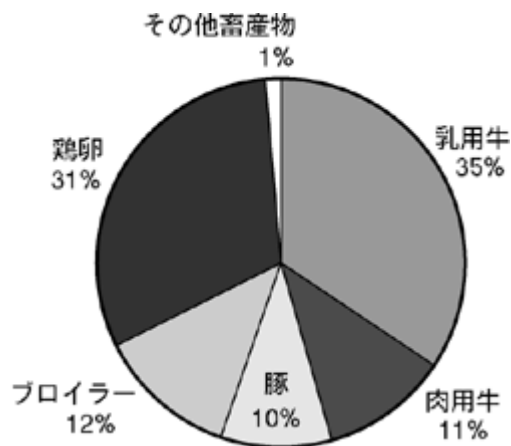


図1 畜産物粗生産額構成比

表1 家畜の飼養状況(平成16年2月1日現在)

畜種	戸数	頭羽数	頭羽数/戸
乳用牛	134	6,382	48
肉用牛	182	7,874	43
豚	23	16,605	722
採卵鶏	754	1,513,746	2,008
ブロイラー	42	552,784	13,162

表2 畜種別問題発生経営体延べ戸数(平成15年)

	問題の種類別経営体数(戸)				計
	水質汚濁	悪臭発生	害虫発生	その他	
乳用牛	3	2	2	8	15
肉用牛	1	1	0	0	2
豚	5	5	2	0	12
採卵鶏	1	5	2	0	8
ブロイラー	0	5	0	1	6
その他	1	0	0	0	1
合計	11	18	6	9	44

※ 問題が重複して発生している場合あり。

4. 畜産環境対策に向けた取組

(1) 畜産環境問題の現状

畜産環境問題の発生状況は、昭和40年代をピークに年々減少を続けていましたが、平成4年以降はほぼ横這い傾向で推移しており、全国的な傾向と同様の動きとなっています。畜産農家戸数が年々減少を続けているため、問題の発生率は上昇する傾向を示しており、飼養規模の拡大や都市化の進展に伴い環境問題が顕在化している状況が窺われます。種類別の問題発生状況は、悪臭関連が最も多く、次いで水質汚濁、害虫発生順となっています。

(2) 家畜排せつ物法全面施行への対応

農村部における都市化、混住化の進展、環境に対する意識の高まり等から、畜産に由来する環

境問題が深刻化する中で、補助事業を活用しながら、畜産環境保全対策を実施してきました。

畜産環境保全の取り組みは、府内4地区それぞれに、地域畜産環境保全推進協議会を設置し、府の各関係機関と市町村、JA等と一体となって、巡回による指導を行ってきました。

家畜排せつ物法施行後は、引き続き地域協議会による巡回指導を継続する中で、管理基準に適合しない状況が確認された場合は、各広域振興局(京都市域は農林水産部畜産課)が法に基づき指導・助言を行います。

助言を行うに当たっては、畜産技術センターから技術的なアドバイスを受け、具体的な対応方法も農家に示しながら進めることとしています。

なお、本府ではいわゆる簡易対応についても緊急避難的な措置としては指導・助言の中でその対応を検討しますが、併せて今後の恒久的施設整備と一体となった助言を行っていくこととしています。

(3) 家畜排せつ物処理施設の整備

家畜排せつ物処理のための施設整備としては、補助事業を活用しながら、市町村域を対象とする広域堆肥センターや耕種農家との共同運営による堆肥舎など、共同利用施設を中心に、地域の条件にあった施設整備を進めてきました。

平成11年以降は、畜産環境整備リース事業も活用し、共同利用形態では対応が難しかった点在化する畜産農家の施設整備や汚水処理施設の整備促進も図られてきました。

また、府内八木町では、家畜ふん尿をメタン発酵処理し、その過程で得られるメタンガスを利用して発電を行う施設を整備し、家畜ふん尿をエネルギーとして活用する取組が、先駆的に取り組まれています。

(4) 畜産環境保全対策の推進

本府では、家畜排せつ物法への対応と併せて、出来るだけ低コストで設置できる施設の開発に取り組んできました。

畜産技術センターでは、牛ふん尿の堆肥化処理において、発酵過程で不足するエネルギーを温風で補うことにより、副資材を用いずに連続的に堆肥化を可能とする施設の開発に取り組み、飼育頭数当たりの堆肥舎の規模を抑え、堆肥化処理にかかるコストの低減が可能となりました。

尿や畜舎汚水の処理では、畜産技術センターが農家の要望に応じて基本設計を行い、農家が地元の建設業者や電気工業者に直接発注することにより、工事費の低減を図る方式を提案しています。

また、家畜排せつ物法では直接対象とならないものの、苦情発生要因では大きなウエートを占める悪臭や衛生害虫への対応も引き続き求められています。

本府では、畜産環境プロジェクトチームを設置し、畜産技術センターが中心となって各家畜保健衛生所等と連携を取りながら、問題を抱えている畜産農家に出向き、現地で具体的な対策を検討しています。

(5) 堆肥の利用促進

本府では、ブランド京野菜の推進に当たって、6つの視点(「土」「技術」「環境」「健康」「信頼」「地域」)にこだわる「京野菜こだわりプロジェクト」を積極的に推進しており、その中の「土こだわりプロジェクト」では、耕種農家と畜産農家が協力し、地域の有用な資源である家畜ふん尿堆肥を利用した土づくりを支援しています。

しかし、それだけの需要では、府内で生産される堆肥をすべて利用することは量的に不可能であるため、今後は同様の土にこだわる取り組みを水稻にも広げ、集落単位等連携の図りやすい範囲での耕畜連携を推進し、その土づくりにおいて家畜ふん尿堆肥が十分に利用されるような取り組みを進めていきたいと考えています。

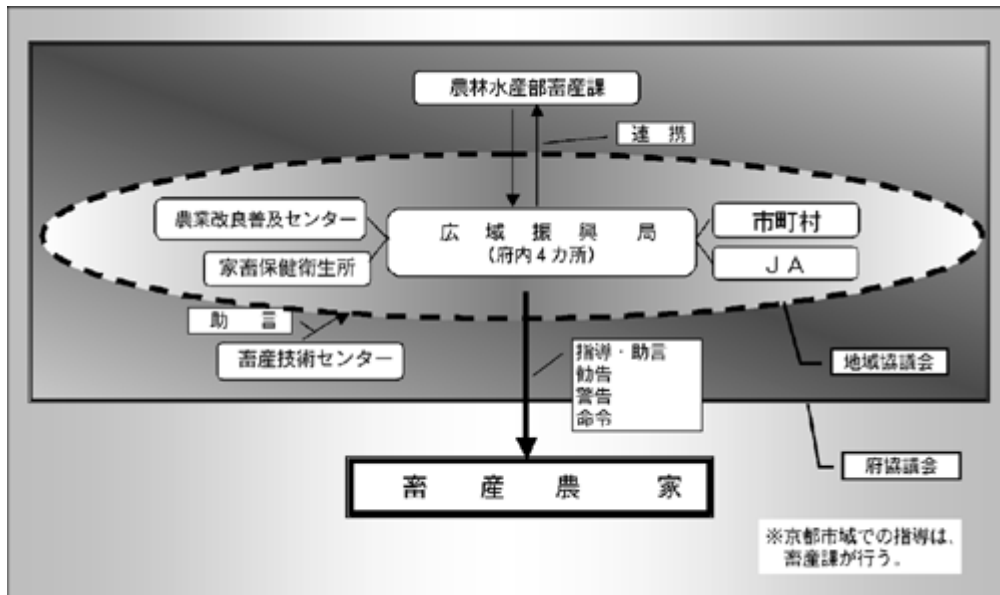


図2 家畜排せつ物法に基づく指導体制

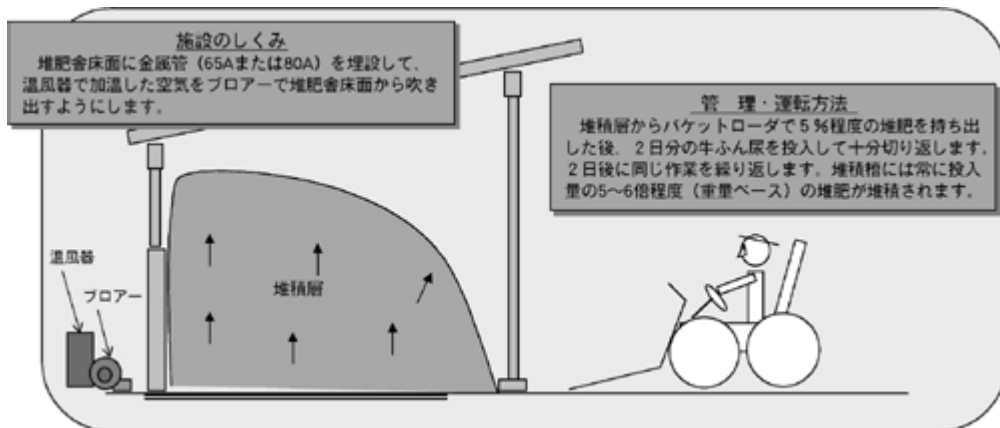


図3 副資材のいらぬ家畜ふん尿堆肥化処理施設